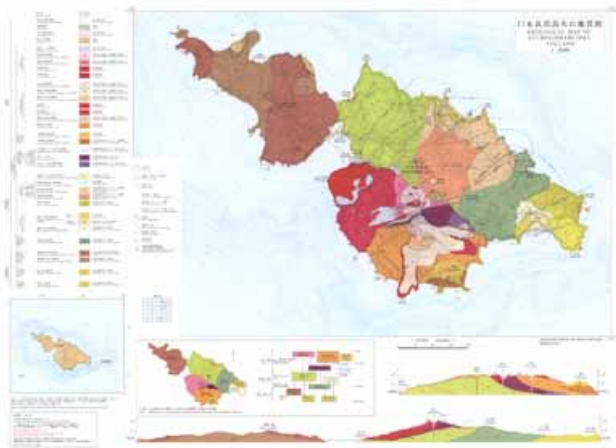


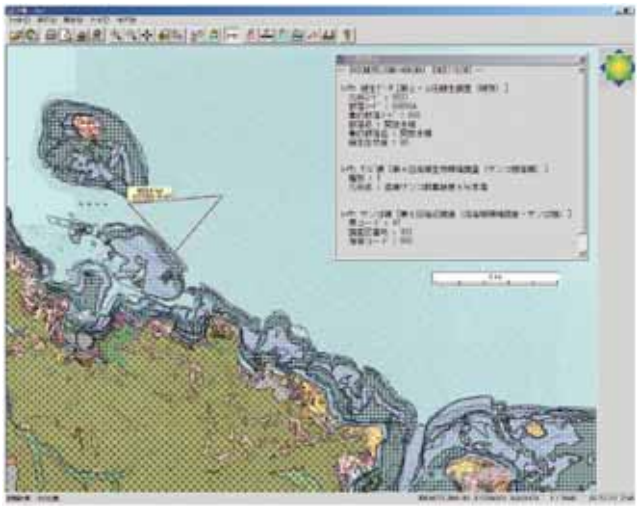
施策名	火山地質図、活断層図等の電子化
基本計画該当箇所	第2章2(1)、(3)
施策概要	火山災害の軽減・防災計画に資することを目的として火山地質図の整備を進めるとともに、電子化し他の地質情報と重ね合わせた火山研究解説集を作成する。活断層に関しては、活断層活動確率地図、ストリップマップ、活構造図等の公開済みデータをデジタル化・統合化した活断層データベースの整備・更新を行うとともにGIS化したデータベースとして整備する。  火山地質図  活断層データベース
施策の成果の公表	印刷物及びウェブ上で提供。 ・出版物カタログページ: http://www.gsj.jp/Map/ ・活火山データベース: http://riodb02.ibase.aist.go.jp/db099/ ・活断層データベース: http://riodb02.ibase.aist.go.jp/activefault/

担当府省	経済産業省
所属・役職	産業技術総合研究所 企画本部・企画主幹
連絡先	TEL 03-5501-0830 (内線: 9-03-70838)

施策名	環境GISの整備運用
基本計画 該当箇所	第2章2(3)
施策概要	全国の大気環境、水環境、化学物質等の環境データをデータベース化し、環境GISから情報配信するとともに、環境データのダウンロードサービスを行っている。また、環境データについては、毎年度、逐次更新している。  The screenshot shows the '環境GIS' (Environment GIS) website. It features a navigation bar with links like '環境GISとは', '掲載データ', '更新情報', 'ご利用環境', and 'サイトマップ'. Below the navigation bar, there are sections for '大気環境' (Air Environment), '水環境' (Water Environment), '化学物質' (Chemical Substances), '測定地点マップ' (Measurement Location Map), and '環境数値データベース' (Environmental Numerical Database). Each section lists specific data services, such as '大気汚染状況の常時監視結果' (Real-time monitoring results of air pollution) and '公共用水域の水質測定結果' (Water quality measurement results of public water bodies). A map of Japan is displayed on the right side of the page, showing measurement locations and pollution levels.
施策の成果の公表	http://www-gis.nies.go.jp/

担当府省	環境省
所属・役職	国立環境研究所 環境情報センター
連絡先	TEL 029-850-2340

[illegible]

施策名	生物多様性情報の整備・提供
基本計画 該当箇所	第2章2(1)、(3)
施策概要	・ 自然環境保全基礎調査（わが国の自然環境保全施策の策定に必要な基礎情報についておおむね5年ごとに全国的レベルで行う調査）等の成果、収集した動植物標本、生物多様性に関する各種文献資料などの生物多様性に関する情報をデータベースにより管理し、インターネットなどを通じて広く国民に提供する「生物多様性情報システム（J-IBIS）」等の情報システムを管理・運営している。 ・ 自然環境保全基礎調査の成果をGISデータとしてとりまとめた「自然環境情報GIS第2版」について、平成17年9月より一般利用者への提供を行っている。平成19年5月からは、CD-ROM等のメディアによる提供に加え、J-IBIS上で全面的なダウンロードサービスを開始している。 ・ 特に2万5千分の1植生図に関しては、平成24年3月までに国土の約6割に置いて整備し、Webサイト等で提供するとともに、GIS化を図る。  自然環境情報GISの画面例 ・ 国内及び国外におけるサンゴ礁の分布図を作成し、保全のための基礎データにするとともに、サンゴ礁のモニタリングや学術研究に資するため、閲覧やダウンロードサービスを行う。
施策の成果の公表	生物多様性情報システム（J-IBIS） http://www.biodic.go.jp/J-IBIS.html 第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査情報提供ホームページ http://www.vegetation.jp

担当府省	環境省
所属・役職	自然環境局 生物多様性センター 情報システム企画官 自然環境局 自然環境計画課 主査
連絡先	TEL 0555-72-6033 03-5521-8274

施策名	国有林における数値地図情報の更新
基本計画 該当箇所	第2章2（1）
施策概要	国有林における森林の状況の変化等に伴う地図情報の修正を森林計画樹立時に併せて実施し、森林吸収量報告に必要な森林の位置情報の品質を高めるとともに、国有林野事業の効率的な実施に資する。 国有林における数値地図情報の更新 森林の状況等の変化に応じて地図情報を修正 （森林計画の樹立に併せ、5年に1回修正を行う。） （例） ・ 植栽による新たな小班（森林の区画）の設定 ・ 林道の延伸 更新 ・ 森林吸収量報告に必要な森林の位置情報の品質向上 ・ GISへの格納により、効率的な業務の実施
施策の成果の公表	提供するデータの整備等について今後検討予定。

担当府省	農林水産省
所属・役職	林野庁 経営企画課 経営計画官
連絡先	TEL 03-3502-8111（内線：6282）

施策名	水土里情報利活用促進事業
基本計画該当箇所	第1章5、第2章2（1）、（2）、3（2）
施策概要	農地や水利施設等に関する地図情報及び農地情報を都道府県単位で整備し農業者等が相互に利用できるようにすることにより、農地の有効利用の促進に資するとともに、農業の持続的な発展及び農村の振興等を目的とし多様な取組みの円滑な推進を支援する。
施策の成果の公表	

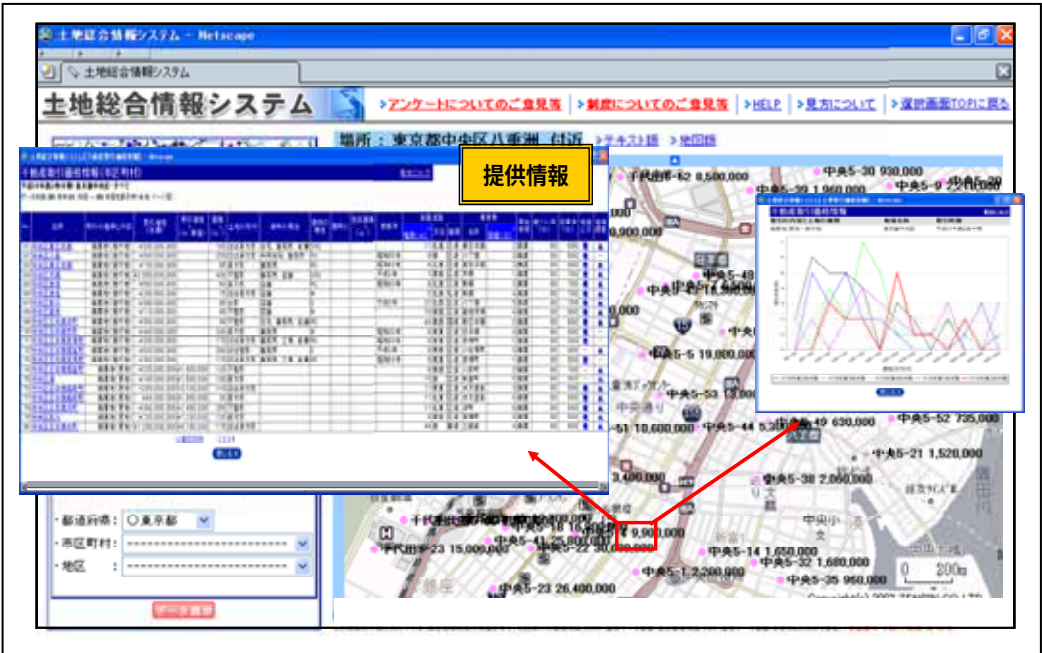
担当府省	農林水産省
所属・役職	農村振興局 整備部 設計課
連絡先	TEL 03-3502-8111（内線：5641）

施策名	水情報国土データ管理センターによる水に関する情報の提供
基本計画該当箇所	第2章2(3)
施策概要	「水に関するあらゆる情報を収集整備し、国民がそれを共有し、活用することによって実現された、安全で多様な文化を持つ国土」を「水情報国土」として定義し、水情報国土データ管理センターにおいて、水に関する情報を集約し、ホームページにより国民に広く提供している。 提供するデータのメタデータを管理し、クリアリングハウスから横断的にデータを検索するしくみを実現している。
施策の成果の公表	水情報国土データ管理センターホームページ (http://www5.river.go.jp/) において情報提供を行う

担当府省	国土交通省
所属・役職	河川局 河川計画課 河川情報対策室 施策評価係長
連絡先	TEL 03-5253-8446 (内線: 35395)

施策名	国有財産情報公開システムの運用
基本計画 該当箇所	第2章2(1)
施策概要	国有財産に関する一件別の情報・全国の財務局等で売出中の入札物件等の情報・統計情報などについて閲覧・提供している。現在、公開している情報を必要に応じ、整備・更新している。 
施策の成果の公表	インターネットより提供 http://www.kokuyuzaisan.go.jp/kokuyu/pc/start.html

担当府省	財務省
所属・役職	理財局 国有財産企画課 国有財産情報室 統計分析係 係員
連絡先	TEL 03-3581-4111 (内線: 5978)

施策名	取引価格等土地情報の整備・提供の推進
基本計画 該当箇所	第2章2(3)
施策概要	土地市場の透明化・取引の円滑化・活性化を図るため、取引当事者の協力により取引価格等の調査を行い、物件が特定できないよう配慮して土地取引の際に必要な取引価格情報等の提供を行なう。  ○国土交通省では、不動産市場の透明化、取引の円滑化・活性化を図るため、平成19年10月より全国を対象に土地取引の際に必要な取引価格情報等を提供。 ○情報提供件数は247,157件、Webアクセス数は約5,000万件以上(月平均約200万件)(平成20年4月末現在)
施策の成果の公表	http://www.land.mlit.go.jp/webland/top.html

担当府省	国土交通省
所属・役職	土地・水資源局 土地情報課 情報係長
連絡先	TEL 03-5253-8111 (内線: 30244)

GISによる取引価格情報提供イメージ

土地総合情報システム - Netscape

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) ジャンプ(G) ブックマーク(B) ツール(T) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)

http://www.land.mlit.go.jp/webland

土地総合情報システム

検索 移動

取引情報 地図情報 凡例

取引時期指定
平成19年第2四半期

土地の種類と取引の内容
住宅地(更地)

住所で検索する 駅で検索する

都道府県: 東京都
市区町村: 世田谷区
地区: 成城

データ表示

場所: 東京

1/2500
1/6250
1/12500
1/50000
1/150000
市区町村
都道府県
全国

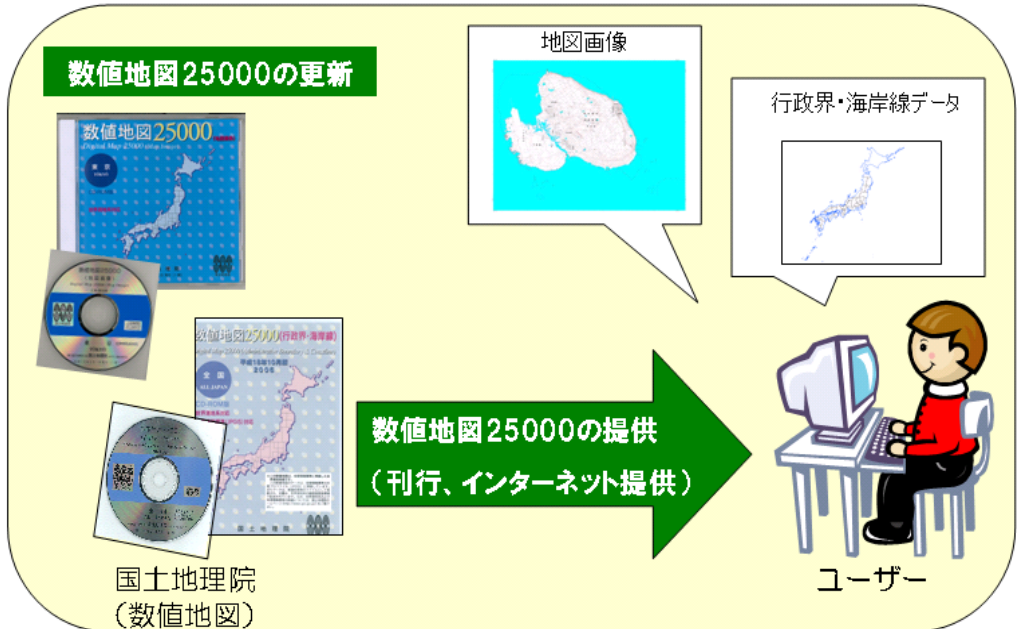
不動産取引価格情報(駅周辺)
平成19年第2四半期・成城学園前駅周辺・住宅地
データ件数: 9 件中 1 件目 ~ 9 件目を表示中(1/1 ページ目) 過去1年間の価格変動(㎡単価)取引件数情報

No	住所	取引価格 (総額)	取引価格 (㎡単価)	面積 (㎡)	土地の形状	前面道路 幅員(㎡)	方位	種類	名称	最寄駅 距離(分)	用途 地域	建ぺい率 (%)	容積率 (%)	地価 公示	地価 調査
1	世田谷区成城	¥97,000,000	¥610,000	160	不整形	4	南	私道	成城学園前	3	住宅	50	100	●	-
2	世田谷区成城	¥160,000,000	¥750,000	210	3辺正方形	6	南	区道	成城学園前	6	住宅	50	100	●	-
3	世田谷区成城	¥110,000,000	¥820,000	130	3辺正方形	7	東	区道	成城学園前	13	住宅	40	80	●	▲
4	世田谷区成城	¥100,000,000	¥620,000	170	3辺長方形	4	北西	区道	成城学園前	15	住宅	40	80	●	▲
5	世田谷区成城	¥110,000,000	¥280,000	370	3辺長方形	3	西	区道	成城学園前	28	住宅	50	100	●	-
6	世田谷区成城	¥95,000,000	¥770,000	120	長方形	6	北西	区道	成城学園前	9	住宅	40	80	●	▲
7	世田谷区成城	¥320,000,000	¥620,000	510	不整形	8	西	区道	成城学園前	7	住宅	40	80	●	▲
8	世田谷区成城	¥120,000,000	¥1,100,000	105	長方形	6	北	区道	成城学園前	3	住宅	40	80	●	▲
9	世田谷区成城	¥200,000,000	¥1,100,000	180	3辺長方形	11	西	区道	成城学園前	3	住宅	50	100	●	▲

成城学園前駅

クリック

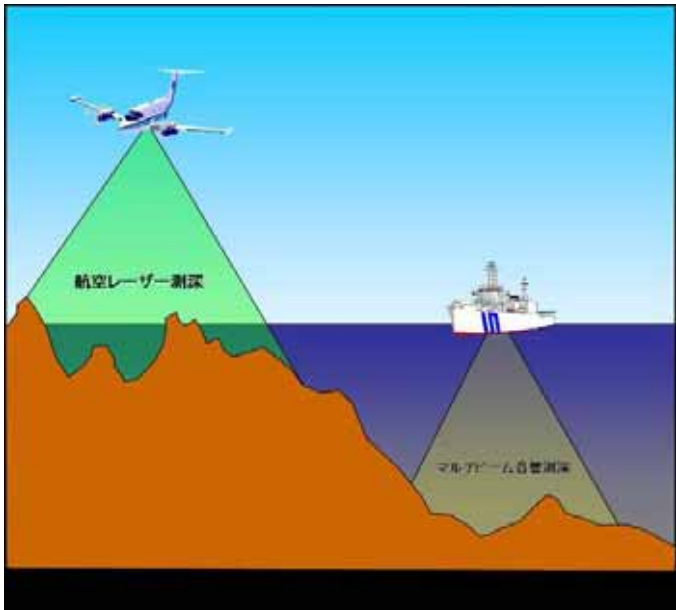
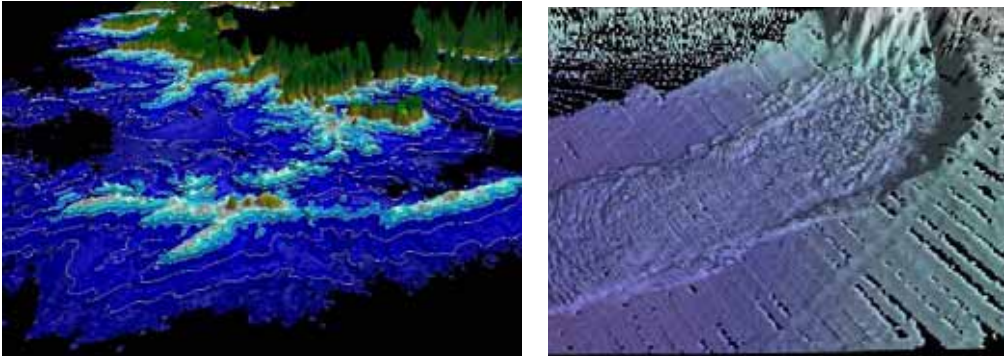
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000 (空間データ基盤) 及び数値地図 2500 (空間データ基盤) を使用したものである。(承認番号 平成17経産 第 62号)

施策名	数値地図 25000 の更新、提供	
基本計画 該当箇所	第2章2（3）	
施策概要	数値地図25000（地図画像）の更新、提供（刊行、インターネット提供）及び数値地図25000（行政界・海岸線）の更新、提供（刊行）を実施し、地理空間情報の流通をはかる。  The diagram illustrates the process of updating and providing Numerical Map 25000. On the left, under the heading '数値地図25000の更新' (Update of Numerical Map 25000), there are images of the map's CD-ROM and a printed map. A speech bubble labeled '地図画像' (Map Image) points to the CD-ROM, and another labeled '行政界・海岸線データ' (Administrative Boundary/Coastal Line Data) points to the printed map. Below these is the text '国土地理院 (数値地図)' (Geological Survey of Japan (Numerical Map)). A large green arrow labeled '数値地図25000の提供 (刊行、インターネット提供)' (Provision of Numerical Map 25000 (Publication, Internet Provision)) points to the right, where a user is shown sitting at a computer, labeled 'ユーザー' (User).	
施策の成果の公表	数値地図 25000（地図画像） 数値地図 25000（地図画像） 数値地図 25000（行政界・海岸線）	刊行 CD-ROM 75 枚 オンライン提供 4,342 面 刊行 CD-ROM 1 枚

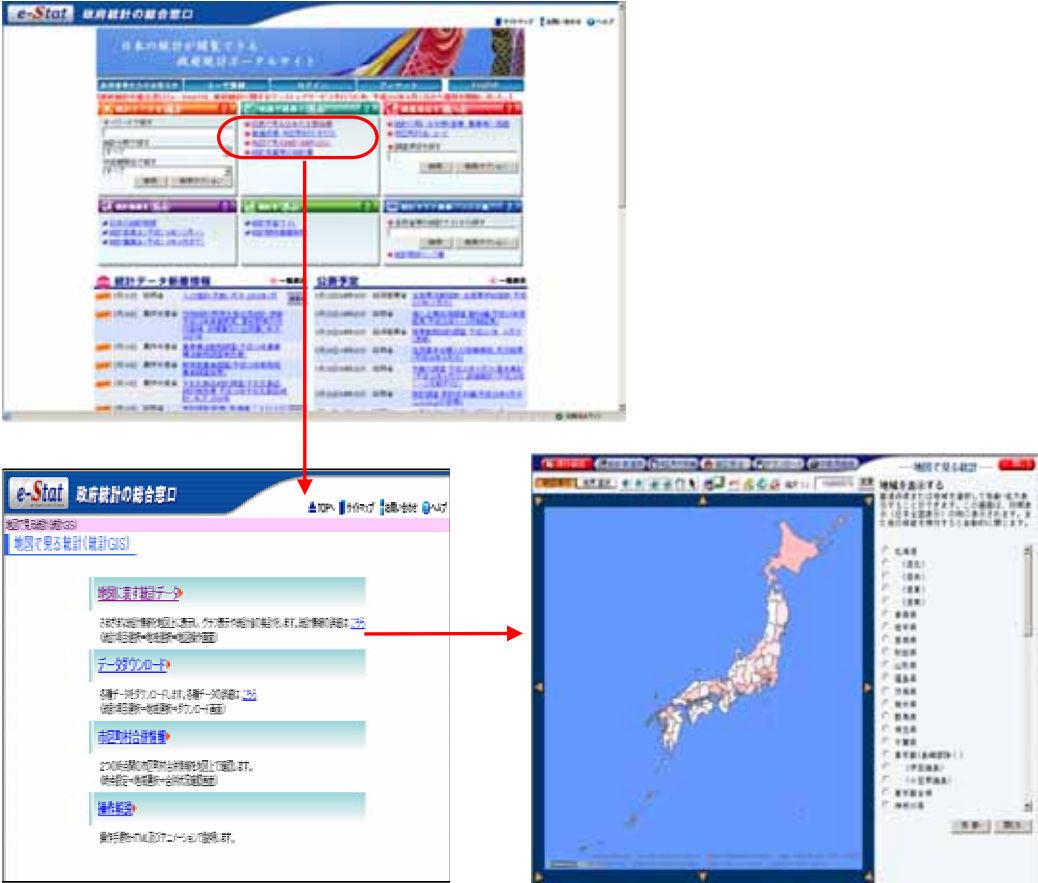
担当府省	国土交通省	
所属・役職	国土地理院 地理空間情報部 地図情報課課長補佐 地図画像課課長補佐	
連絡先	TEL	029-864-1111（内線：7332） 029-864-1111（内線：7432）

施策名	街区レベル位置参照情報等の整備・更新・提供
基本計画 該当箇所	第2章2（１）、（３）
施策概要	街区レベル位置参照情報は、住所をキーとして各種統計・台帳データ等を地図上に統合するという地理情報システム（GIS）を活用する上で重要な機能を果たすものである。国土交通省では、平成12年度より全国の都市計画区域相当を対象に、街区単位（「〇〇町△丁目□番」）の代表点の位置座標をもつデータ「街区レベル位置参照情報」の整備を開始し、毎年同データの更新を行うとともに、インターネットにてデータのダウンロードサービスを提供している（http://nlftp.mlit.go.jp/isj/index.html）。 「大字・町丁目レベル位置参照情報」は、市、町、村、区、特別区の直下に属する行政区である「大字」、「町丁目」、自治体によっては「町字」を示す住所代表点と、その住所代表点が表示位置座標を対応づけた情報である。「街区レベル位置参照情報」は、データの整備範囲が都市計画区域内に限られているので、「大字・町丁目レベル位置参照情報」は、「街区レベル位置参照情報」未整備地域を網羅する形で整備を実施しており、「街区レベル位置参照情報」を補完する位置参照情報である。 「大字・町丁目レベル位置参照情報」は、平成18年度に北日本（北海道、東北、関東甲信越、北陸）の整備を実施し、平成20年度には西日本の整備を実施し、全国整備を完了する予定である。 ＜参考資料＞
施策の成果の公表	インターネットより提供 http://nlftp.mlit.go.jp/isj/index.html

担当府省	国土交通省
所属・役職	国土計画局 参事官付 国土情報係長
連絡先	TEL 03-5253-8111（内線：29832）

施策名	海域の地理空間情報の整備
基本計画 該当箇所	第2章2(1)
施策概要	海上保安庁では、測量船に搭載したマルチビーム音響測深機や航空機に搭載した航空レーザー測深機による広範囲な水深データを収集する体制を構築しています。 このような最新技術を駆使した海洋調査等を実施し、基盤情報の整備を推進しています。 航空レーザー測深とマルチビーム測深  航空レーザー測深による記録 マルチビーム測深による記録 
施策の成果の公表	海図等

担当府省	国土交通省
所属・役職	海上保安庁 総務部 政務課 企画係
連絡先	TEL 03-3591-6361 (内線: 2143)

施策名	統計GISの拡充
基本計画該当箇所	第2章1（１）、（３）
施策概要	統計調査等業務の業務・システム最適化計画(平成18年3月31日CIO連絡会議決定)に基づき、現行の統計GISプラザを廃止し、その機能を各府省が共同して利用できるシステム（政府統計共同利用システム）のサブシステム（統計地理情報システム）として整備するとともに、各府省が保有する地域統計データ及び統計に係る境域情報の統計地理情報システムへの掲載を推進する。さらに、これを政府統計に関連する情報全体の総合的な窓口となる「政府統計の総合窓口」（e-Stat）を通じて提供する。 
施策の成果の公表	e-StatのURL：http://e-stat.go.jp 地図で見る統計（統計GIS）のURL： http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/toukeiChiri.do?method=init

担当府省	総務省
所属・役職	統計局 統計調査部 地理情報室・課長補佐
連絡先	TEL 03-5273-2020（内線：4210）

施策名	統計の二次的利用の推進
基本計画 該当箇所	第2章2(1)
施策概要	平成21年春に予定される統計法の全部施行までに、委託による統計の作成等や匿名データの提供に係るガイドラインを策定する。 当該ガイドラインは、統計法第34条の規定に基づく委託による統計の作成等又は統計法第35条及び第36条の規定に基づく匿名データの作成及び提供に係る事務処理の明確化、統一化を図ることにより、各行政機関等が当該事務処理を円滑に遂行できるようにすることを目的とするものである。 ガイドラインにおいては、実施に当たっての基本原則、申請書面の内容及び添付書類、各行政機関等における審査事項等について規定する予定である。
施策の成果の公表	公表する

担当府省	総務省
所属・役職	政策統括官（統計基準担当）付 統計企画管理官室 主査
連絡先	TEL 03-5273-1142（内線：3612）

施策名	公的統計の体系的整備
基本計画 該当箇所	第2章2(1)
施策概要	平成21年春に予定される統計法の全部施行までに、公的統計の整備に関する基本計画を策定する。 当該基本計画は、統計法（平成19年法律第53号）第4条第1項に基づき、策定する閣議決定であり、同法第4条第2項の規定により、公的統計の整備に関する施策についての基本的な方針、公的統計を整備するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、その他公的統計の整備を推進するために必要な事項を盛り込むこととされている。 当該計画の内容については、現在、内閣府に置かれる統計委員会において調査審議されているところであるが、公的統計の整備の考え方、公的統計の体系的整備、統計リソースの有効活用等、統計作成・利活用環境の整備等について、その具体化を図る予定である。
施策の成果の公表	公表する

担当府省	総務省
所属・役職	政策統括官（統計基準担当）付 統計企画管理官室 主査
連絡先	TEL 03-5273-1142（内線：3612）

施策名	国有林における空中写真撮影
基本計画 該当箇所	第2章2(1)
施策概要	国有林における森林計画樹立にあたっての基礎資料として活用するために、主として国有林が占める地域を、計画的に空中写真撮影を行う。 国有林における空中写真撮影 主として国有林が占める地域を計画的に撮影 (概ね5年を周期として撮影を実施。) 撮影計画 撮影及び現像 空中写真 ・森林計画の樹立等に活用(森林の現況の把握、過去の写真等との比較など)。
施策の成果の公表	空中写真のネガフィルムは、林野庁において保管しており、要請に応じて提供している。 http://www.rinya.maff.go.jp/seisaku/sesakusyukai/kucyusyashin/index.html

担当府省	農林水産省
所属・役職	林野庁 経営企画課 経営計画官
連絡先	TEL 03-3502-8111 (内線: 6282)

施策名	国土の周期的な撮影
基本計画 該当箇所	第2章2（1）
施策概要	平地を主とする地域及び離島の周期的な撮影を行う。また、オルソ画像（地図と重ね合わせ可能な写真）の整備を推進する。 ※概要図次頁参照
施策の成果の公表	

担当府省	国土交通省
所属・役職	国土地理院 画像調査課 課長補佐
連絡先	TEL 029-864-1111 (内線: 5332)

国土の基盤的な画像情報を整備

1. 周期的な撮影による国土の管理

平地を主とする地域及び離島を対象に概ね5年周期で撮影

くにかぜⅡ撮影風景



○領土の管理

撮影範囲は都市部から離島まで撮影



○貴重な国土の記録

戦後直後米軍が撮影したものから、現在に至る空中写真が保管されておりその一部はインターネットでも閲覧できる。



1947年米軍写真



1997年国土地理院撮影

○災害時の緊急撮影

災害発生時には直ちに災害地の撮影を行い、災害状況等を的確に判断できる資料となる。



2. デジタルオルソ画像の整備

撮影された空中写真を利用し標高データ及びオルソ画像を整備

○画像情報の高度な活用促進

数値写真より得られた数値地形モデルを用いて正射投影画像と隣接画像と結合させることによりデジタルオルソ画像を作成することにより地形図の修正など効率よく迅速に行えるようになる。また、いろいろなデータを重ね合わせるにより多様なニーズにも対応することができる。



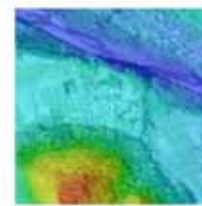
空中写真



デジタルオルソ画像



オルソ画像と地形図



オルソ画像と数値地形モデル(段彩表示)

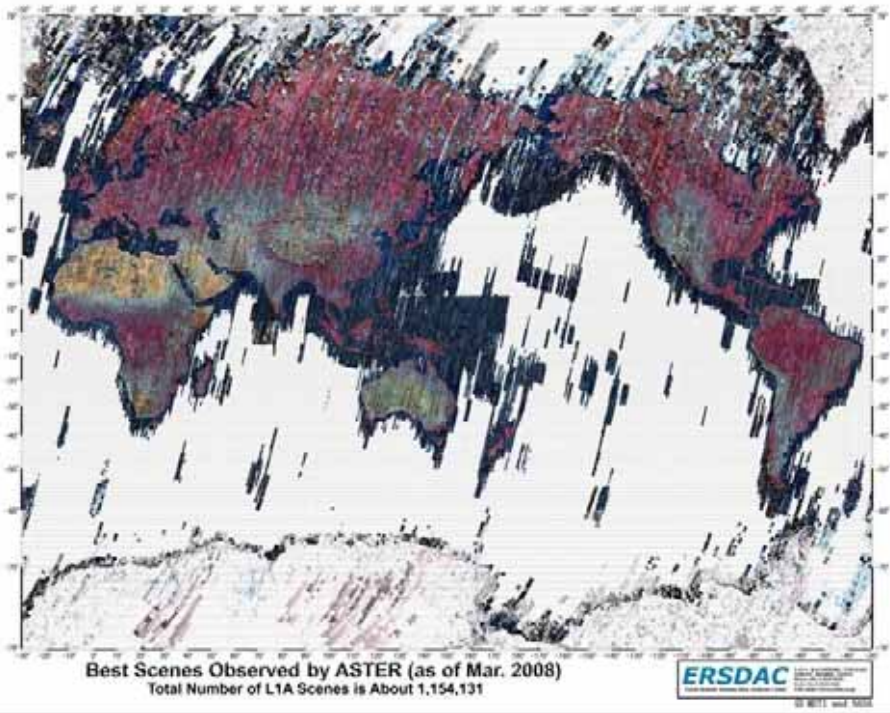
地理空間情報活用推進基本法及び基本計画では、測量に係る画像情報は、国民生活の向上等に不可欠な基盤であり、空中写真の周期的な撮影及びオルソ画像整備を推進している。

施策名	空中写真の有効活用の推進
基本計画 該当箇所	第2章2（１）、（３）
施策概要	国土交通省国土計画局が保有する国土画像情報（カラー空中写真）は、全国総合開発計画、国土利用計画等の国土計画の策定、実施の支援とその理解の促進等のため、昭和49年度から整備してきたものであり、昭和40年代から平成2年まで撮影され、延べ約39万枚が存在する。これらは全てデジタル化が完了し、デジタル化された空中写真は、現在インターネットで公開を行っている。また平成15年度よりデジタル化した国土画像情報（カラー空中写真）を利用したデジタルオルソ画像作業を行っている。オルソ化作業とは、国土画像情報を地図に重ねて表示したり、連続的につなぎ合わせてGISで利用したりするために、土地の起伏などによる位置的なゆがみの補正をおこなうものである。オルソ化された空中写真画像は地図に重ねて表示したり、連続的につなぎ合わせてGISで有効活用できることからさまざまな分野で利用可能であり、その整備が強く望まれているものである。 空中写真のオルソ化 デジタル化した空中写真をより高度に利用するために、位置情報を追加し正規化・正射変換するなど画像補正を行なうことが必要となる。これにより地図との重ね合わせ、空中写真の結合等が可能となり、GISでも利用可能となる。 
施策の成果の公表	インターネットより提供 http://orthophoto.mlit.go.jp/

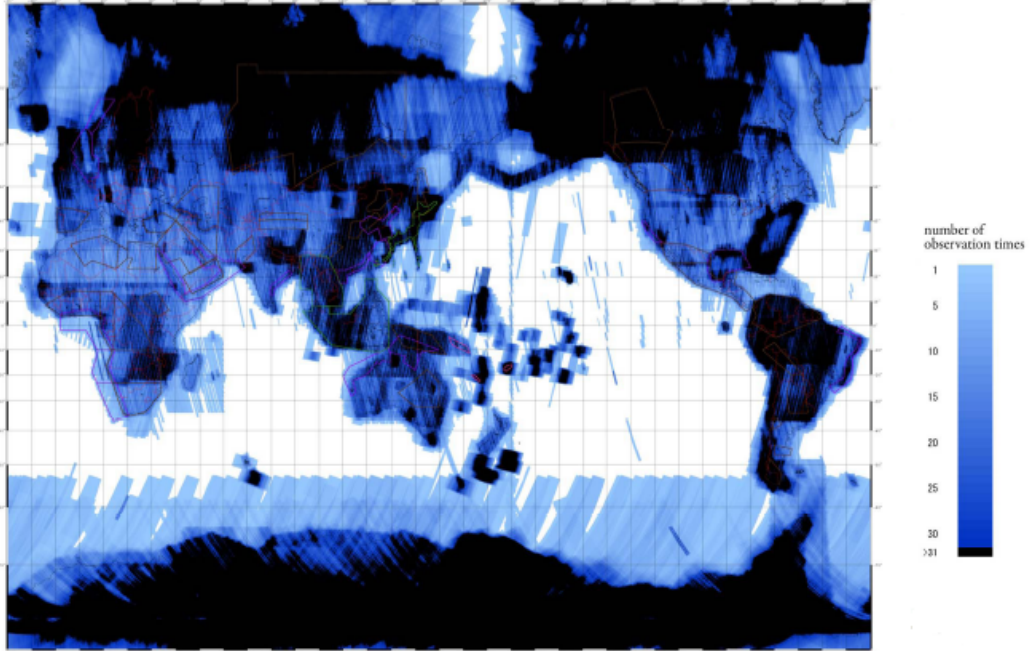
担当府省	国土交通省
所属・役職	国土計画局 参事官付 国土情報係長
連絡先	TEL 03-5253-8111（内線：29832）

施策名	航空写真画像情報所在検索・案内システムの充実
基本計画 該当箇所	第2章2(3)
施策概要	航空写真や高分解能衛星画像等の画像情報は、地表の状態をありのままに表現したものであり、豊富な情報量を保有しているため、国土計画の策定・推進の際の基礎資料として非常に有用である。これら画像情報は国土交通省をはじめ様々な機関において蓄積されており、一部ではインターネット等を利用した一般提供も順次進められているところであるが、各機関がそれぞれに保有する画像情報を個々に提供する手法では、航空写真の所在を国民が容易に知ることが困難であり、必ずしも活発に利活用されている状況であるとは言えない。 このため国土交通省では、各機関がそれぞれにインターネット提供を行っている航空写真画像を一括で検索・閲覧できる仕組みについて、平成16年度より検討を開始し、平成18年3月に航空写真画像情報所在検索・案内システムをインターネット上に一般公開した。その後、参加団体の拡充等を行った結果、現在40機関となっている。 参考 航空写真画像情報所在検索・案内システムの概要
施策の成果の公表	インターネットより提供 http://airphoto.gis.go.jp/aplis/Agreement.jsp

担当府省	国土交通省
所属・役職	国土計画局 参事官付 国土情報係長
連絡先	TEL 03-5253-8111 (内線: 29832)

施策名	衛星画像の整備・提供（ASTER）
基本計画 該当箇所	第2章2（1）
施策概要	地理空間情報活用推進基本法の目指す社会には、最新かつ定期的に地理空間情報を更新できる体制を構築することが不可欠である。そのため、経済産業省が開発し、アメリカ航空宇宙局の衛星Terraに搭載されているASTERから得られるデータを整備・提供する。基盤情報のもととなる情報を衛星データで最新のものに更新することで土地被覆の状況変化、道路などの変化等をほぼリアルタイムで観測、基盤情報へ反映することができる。これらのデータを整備・提供することにより、高度な地理空間情報を活用できる社会を実現し、国民の利便性の向上や新産業の創出などに役立つものと期待できる。  ASTERデータの雲がないデータを利用し作成された世界地図
施策の成果の公表	インターネットより提供 http://www.ersdac.or.jp/

担当府省	経済産業省
所属・役職	製造産業局 航空機武器宇宙産業課 宇宙産業室 宇宙企画二係
連絡先	TEL 03-3501-1511（内線：3844）

施策名	衛星画像の整備・提供（だいち）
基本計画 該当箇所	第2章2（1）
施策概要	地理空間情報活用推進基本法の目指す社会には、最新かつ定期的に地理空間情報を更新できる体制を構築することが不可欠である。 そのため、平成 18 年1月に打ち上げられた陸域観測技術衛星「だいち」搭載センサ PALSAR による衛星画像の整備を行い、提供する。 PALSAR World Coverage Observation period: from February 15, 2006 to June 8, 2008  ○PALSAR がデータを取得した地域とその取得回数を表す世界地図
施策の成 果の公表	インターネットより提供 http://www.ersdac.or.jp/

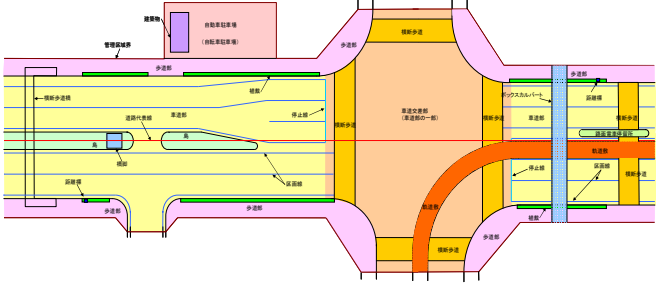
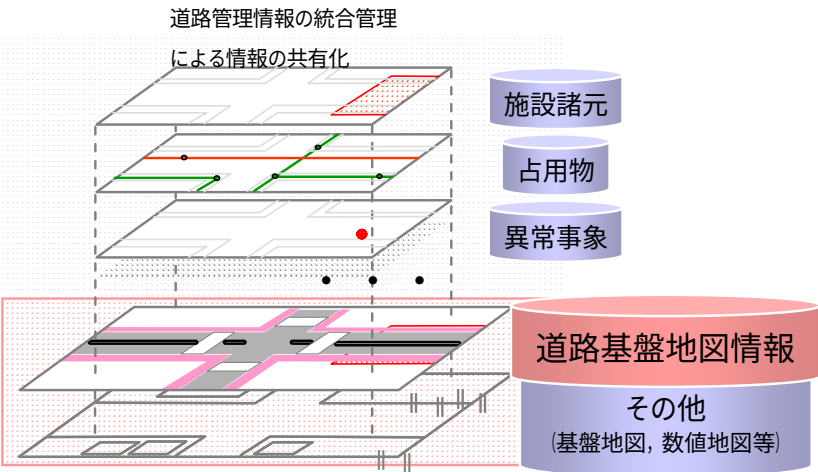
担当府省	経済産業省
所属・役職	製造産業局 航空機武器宇宙産業課 宇宙産業室 宇宙企画二係
連絡先	TEL 03-3501-1511（内線：3844）

施策名	陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS) の運用
基本計画 該当箇所	第2章2(1)、(2)
施策概要	基盤地図情報の継続的な整備・提供に資するため、関係府省庁や機関と連携しながら、陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS) による地図作成、全国5万分の1の衛星画像の作成等の利用実証実験を実施する。 経年変化抽出の例   空中写真(2001年撮影) 「だいち」画像(2006年撮影) 修正の利用事例①  修正前  修正後 ※「だいち」画像及び現地調査等による確認作業により、 港の形状を修正(図案名:「鎌倉寺」) 修正の利用事例②  修正前  修正後 ※「だいち」画像及び現地調査等による確認作業により、 大規模建物等を修正(図案名:「高松北部」)
施策の成 果の公表	宇宙開発委員会本委員会にて報告(平成20年1月16日、4月9日) ※http://www.jaxa.jp/press/2008/01/20080116_sac_daichi.pdf ※http://www.jaxa.jp/press/2008/04/20080409_sac_daichi.pdf

担当府省	文部科学省
所属・役職	研究開発局 宇宙開発利用課 宇宙利用推進室 係員
連絡先	TEL 03-6734-4156 (直通)

施策名	地形図データの整備・更新
基本計画該当箇所	第2章2(1)、(2)
施策概要	地理空間情報活用推進基本法で「位置の基準」と規定されている基盤地図情報と、それに整合を取るよう植生、特定地区、構造物等の地形データを統合した、基本的な地理空間情報を整備し、継続的に更新を行う。基本的な地理空間情報の整備・提供を進めることにより、国土の状況を全国的に明確な基準で把握することができ、国及び地方公共団体が適切な国土管理を実施して行くに当たって必要不可欠な資料となる。また、これまでの地形図を統合して一つのデータベースにまとめることにより、国民にデジタル時代の基本図データとして、最新かつ信頼性のあるデータを安定して提供することができる。
施策の成果の公表	インターネットによる提供・電子国土 Web システムによる閲覧を予定。

担当府省	国土交通省
所属・役職	国土地理院 測図部 基盤情報課 課長補佐
連絡先	TEL 029-864-1111 (内線: 5233)

施策名	道路関係図面の電子化
基本計画 該当箇所	第2章2（2）
施策概要	道路工事完成図等作成要領に基づく電子納品を進めるため、作成・電子納品方法の普及活動を行うとともに、効率的にデータの集約・管理を行うためのシステムを利用して、道路関係図面の電子化を進める。共通利用による地図整備・更新費用の削減や道路管理情報の統合管理による情報の共有化を進めることができ、道路管理者の様々な業務の効率化が図られる。  道路工事完成図等地図情報イメージ  道路管理情報の統合管理 による情報の共有化 施設諸元 占用物 異常事象 道路基盤地図情報 その他 (基盤地図, 数値地図等)
施策の成 果の公表	

担当府省	国土交通省
所属・役職	道路局 国道・防災課 道路防災対策室 課長補佐
連絡先	TEL 03-5253-8489（内線：37662）

施策名	地方公共団体への技術的支援
基本計画 該当箇所	第2章2(2)
施策概要	地方公共団体においても、都市計画基図など、通常、行政の各分野で整備・更新している基盤地図情報に係る項目を含む地図が基準に基づき電子的に整備・更新され、できる限り新鮮で高精度なものとして維持されるよう、技術的支援を行う。 The diagram illustrates the relationship between '国及び地方自治体' (National and Local Governments) at the top and '国土交通大臣 (国土地理院)' (Minister of Land, Infrastructure, and Transport / Geospatial Information Authority of Japan) at the bottom. - A yellow arrow labeled '年度計画の報告を請求' (Request for annual plan report) points up from GSI to local governments, associated with '法35条 当年度計画 次年度計画' (Article 35: This year's plan, next year's plan). - A yellow arrow labeled '測量法の遵守を啓発' (Promote compliance with the Surveying Act) points up from GSI to local governments. - A red dashed box labeled '法33条 公共測量 作業規程の申請' (Article 33: Application for public surveying work regulations) points down from local governments to GSI. - A red solid box labeled '法36条 公共測量 実施計画書の提出' (Article 36: Submission of public surveying implementation plan) points down from local governments to GSI. - A red arrow labeled '技術的な助言' (Technical advice) points up from GSI to local governments. - A blue arrow labeled '法40条 測量成果の提出' (Article 40: Submission of surveying results) points down from local governments to GSI. 国土交通大臣 (国土地理院) 測量法では、測量の正確さを確保するため、国及び地方自治体が公共測量を実施しようとするときは、第33条で、観測機器、作業方法等を定めた「作業規程」を定め、あらかじめ「国土交通大臣の承認」を得なければならないと規定している。また、第36条で、測量の目的、地域、機関、精度及び方法を記載した「計画書」を提出して「国土地理院長の技術的な助言」を求めなければならないと規定している。
施策の成果の公表	http://psqsv.gsi.go.jp/koukyou/index.html

担当府省	国土交通省
所属・役職	国土地理院 企画部 測量指導課 課長補佐
連絡先	TEL 029-864-1111(内線 3233)

施策名	基盤地図情報の整備・更新
基本計画 該当箇所	第2章2(2)
施策概要	基盤地図情報が様々な主体が整備する地理空間情報の基準として活用されるよう、国、地方公共団体等が整備・更新した大縮尺地図データや既存の数値地図 2500 及び数値地図 25000 をオルソ画像を利用するなどして集約・シームレス化し、より利便性の高い基盤地図情報の効率的な整備を進め、平成 23 年度までに概成する。 【参考資料1】 基盤地図情報整備 都市再生街区基本調査では、都市部の地籍調査の推進に必要な基礎的データを整備するため、公園や道路台帳などの資料収集を行うとともに街区基準点測量及び街区点測量を実施しており、その測量成果はデータベース化されている。 この都市再生街区基本調査で得られた成果等を活用し、共通基盤となる白地図(基盤地図情報)を整備する。 街区基準点 都市再生街区基本調査で得られた成果を活用 高い位置精度を持つ街区基準点や街区点を用いることにより、複数の地図データの整合を高精度に取ることが可能 基盤地図情報 ○測量の基準点 ○海岸線 ○公共施設の境界線 ○行政区画の境界線及び代表点 ○道路線 等、国土交通省令で定めるものの位置情報 都市計画図 道路関係図面 基準点 道路線 住所から街区エリアを参照 △×□○◇◎等 整備項目の抽出 シームレス化 公共測量成果として提出された都市計画図データ等を編集処理して、基盤地図情報項目を整備 道路線から街区データを抽出 都市計画図 地籍調査計画図 再開発計画図 地図間の整合性が向上 目的に応じ様々な地理情報を上乗せ 背景 ●平成19年3月22日「GISアクションプログラム2010」(測位・地理情報システム等推進会議)策定 ●平成19年5月30日「地理空間情報活用推進基本法(平成19年法律第63号)」公布(8月29日施行) ●平成19年6月1日長期戦略指針「インノベーション25」閣議決定 ●「2010年度までに電子化された基盤地図情報を整備する」と記載 ●平成19年6月26日に改定された経済成長戦略大綱(経済財政諮問会議)において、「地理情報システムの利用拡大(中略)により国土空間データ基盤(NSDI)を構築し、地理空間情報を高度に活用する社会の実現を図るとともに、(中略)産業化を積極的に推進する」と記載 共通基盤となる白地図(基盤地図情報)の整備・提供を推進 基盤地図情報を活用し都市計画図を効率よく更新 正射画像を基盤地図情報整備や情報補完に活用 効果 ◎より高鮮度・高精度な大縮尺地図の整備 ◎都市計画区域におけるシームレスな大縮尺地図の提供 ◎地図情報の共有や重複整備の回避などの行政の効率化 ◎都市再生に資するべく実施される各種施策等への活用 ◎正射画像の提供により基盤地図と利用目的に応じた地理情報の整備を促進
施策の成果の公表	インターネットより提供 http://www.gsi.go.jp/kiban/index.html

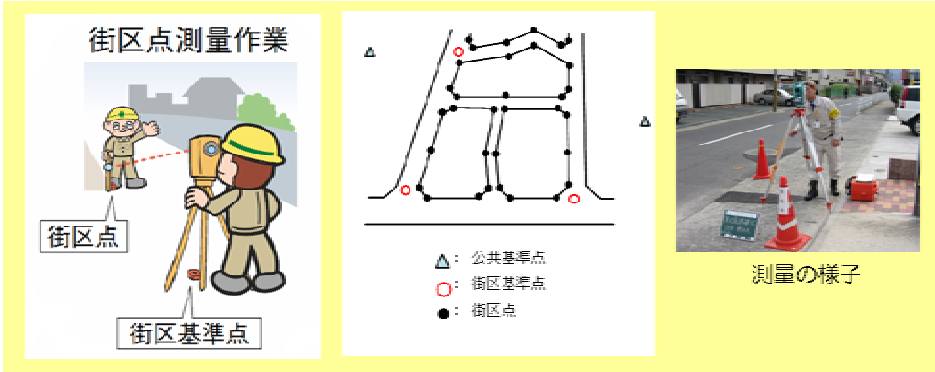
担当府省	国土交通省
所属・役職	国土地理院 地理空間情報部 基盤地図情報課 課長補佐
連絡先	TEL 029-864-1111 (内線: 7232)

施策名	基盤地図情報の提供
基本計画 該当箇所	第2章2（3）
施策概要	国及び地方公共団体が保有する基盤地図情報を集約し、シームレスに接合した縮尺レベル2500、25000 相当の基盤地図情報を平成 20 年度からインターネットにより無償提供する。さらに、国以外でもこうした取組が普及するよう、地方公共団体等への働きかけや、相談体制の充実を図る。 基盤地図情報の提供 縮尺レベル2500 提供地区 平成20年4月提供: 栃木県、埼玉県、神奈川県 6月提供: 茨城県、群馬県、栃木県、神奈川県 新潟県、長野県、石川県、福井県 大阪府、岡山県、鳥取県、島根県、 愛媛県 縮尺レベル25000 提供地区 6月提供: 全国  ※提供項目 測定の基準点、行政区画の境界線及び代表点、 道路線、軌道の中心線、標高点、海岸線、水涯線、 建築物の外周線 市町村の町若しくは字の境界線及び代表点 （縮尺レベル2500のみ）
施策の成果の公表	インターネットより提供 http://www.gsi.go.jp/kiban/index.html

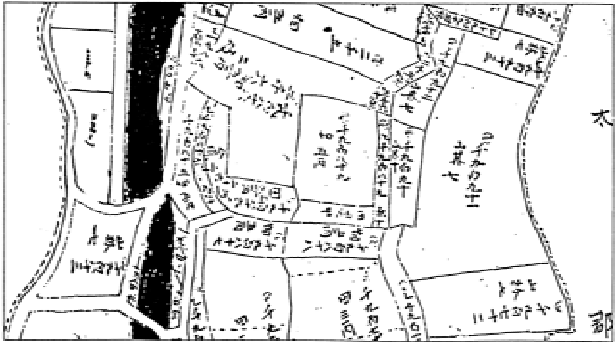
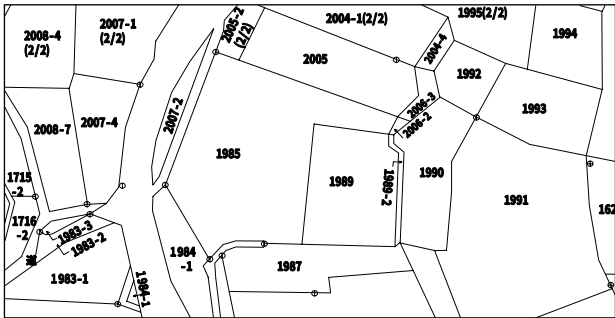
担当府省	国土交通省
所属・役職	国土地理院 地理空間情報部 基盤地図情報課 課長補佐
連絡先	TEL 029-864-1111（内線：7232）

施策名	ワンストップサービスのシステム構築
基本計画 該当箇所	第2章2（3）
施策概要	基盤地図情報等の地理空間情報を検索し、その検索結果と入手手続きや表示閲覧などのサービスとを視覚的な操作で結びつけることにより、地理空間情報をワンストップで検索、入手、利用できる環境を提供する。
施策の成果の公表	

担当府省	国土交通省
所属・役職	国土地理院 地理空間情報部 情報普及課 課長補佐
連絡先	TEL 029-864-1111 (内線: 7553)

施策名	都市再生街区基本調査 (土地活用促進調査)
基本計画 該当箇所	第2章2 (2)
施策概要	都市中心部などにおいて、資料の蓄積が乏しいこと等により境界確認が困難となっている地域では、潜在的に高度な土地利用が可能であるにもかかわらず、境界問題が大きな要因となって土地の有効利用や開発が進まない状況にある。 都市再生街区基本調査 (土地活用促進調査) は、このような地域のうち、密集市街地、中心市街地など国として重点的な対応を講ずる必要のある地域において、地籍整備の前提となる街区外周の位置に関する基礎的情報の調査 (測量) を行い、もって遅れている都市部の地籍調査の進捗を図るとともに、都市部の土地活用を促進するものであり、平成 19 年度から3ヵ年の事業として実施している。  街区点測量作業 街区点 街区基準点 公共基準点 街区基準点 街区点 測量の様子 
施策の成果の公表	

担当府省	国土交通省
所属・役職	土地・水資源局 国土調査課 企画係長
連絡先	TEL 03-5253-8111 (内線: 30-513)

施策名	地籍調査の推進
基本計画 該当箇所	第2章2(2)
施策概要	地籍調査は、市町村等が実施主体となって、一筆ごとの土地について、その所有者、地番及び地目を調査し、境界及び面積に関する測量を行い、その結果を地籍図及び地籍簿に取りまとめるものである。 地籍調査を実施することにより、個人財産の保護、公共事業の円滑化・コスト縮減、災害時における復旧作業の迅速化等、国民の経済活動等において非常に重要なものである。 あてはまりす 字限図 (地籍調査実施前) (土地の位置等を把握するための参考図としての位置付け)  ↓ 地籍図 (地籍調査実施後) (不動産登記法第14条第1項の地図として登記所に備え付けられる) 
施策の成果の公表	地籍調査の成果は登記所に送付されるとともに、市町村等において一般の閲覧に供される。

担当府省	国土交通省
所属・役職	土地・水資源局 国土調査課 企画係長
連絡先	TEL 03-5253-8111 (内線: 30-513)